

『食の安全・安心のための政策大綱』

大綱のねらい

- 農林水産省が国民の健康の保護を最優先とした政府全体の新しい食品安全行政に的確に対応するための指針
- 「消費者の視点に立った安全・安心な食料の安定供給」、「政策づくりへの国民の参画」の重要性について意識改革を徹底

基本的考え方

- 今後、食品安全委員会がリスク評価を、農林水産省や厚生労働省などが分担・協力してリスク管理を担当
- 行政や生産者・事業者の取組が、国民に「安心」、「信頼」として実感されるよう、食の安全・安心を確保するための政策を展開

消費者、生産者、事業者など関係者の意見を反映した施策づくり

食品の生産から消費までの全体を考えた総合的な施策づくりと確実な実施

生産者・事業者による安全・安心な食品供給の促進

的確な危機管理

政策の展開方向

新たな食品安全行政に対応するための体制の見直し・強化
【農林水産省設置法の一部を改正する法律】

○関係行政機関、地方自治体等との密接な連携

○「消費・安全局」の新設などによるリスク管理体制の強化

○「消費者情報官」の新設によるリスクコミュニケーションの推進

「食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会」への消費者をはじめとした関係者の委員としての参画

○「食品安全危機管理官」を中心とした体制強化やマニュアル作成、関係情報の収集・情報提供による危機管理への的確な対応

○コーデックス委員会や国際獣疫事務局などの国際機関、主要国との連携

産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施

○生産技術の改善、簡易な分析の実施など、産地の自主的なリスク管理の支援

○生産資材に関する制度の見直しと適正使用の推進

【食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律】
【飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律】

○HACCP手法の導入など事業者の自主的取組と適切な企業行動の促進

【食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(HACCP法)の一部を改正する法律】

調査・監視・検査などのモニタリングの強化、その結果をもとにした指導・助言、情報提供

厚生労働省等と連携した輸入食品などの調査、輸出国のリスク管理や食品事故に関する情報収集・提供、リスク管理対策等の輸出国との情報や意見交換

○人畜感染症を含む家畜防疫体制の強化
【食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律】

消費者の安心・信頼の確保

○厚生労働省と一体となった表示制度の運営、食品表示の監視の強化

○ガイドライン作成やセミナー開催を通じた理解促進、データベースや機器整備への支援などによるトレーサビリティシステムの導入・普及、JAS規格制度の創設、牛の個体識別情報の表示などを義務づける法律の制定

【牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法】

○「食を考える月間」の設定(毎年1月)、「食育推進ボランティア」の活動支援、NPOとの連携、総合学習や学校給食の取組等を通じた地域や家庭、学校における食育の積極的な推進

○地産地消等、消費者と産地の信頼を深める取組の推進

○食品検疫などとの情報の共有化などによる水際での動植物検疫の的確な取組

食の安全・安心を確保するための環境保全の取組

環境省と連携した農地や漁場などの土壌・水質などに関するモニタリング調査の実施、リサイクルの取組の支援や有害物質の発生・排出低減への国民の理解促進
環境にやさしい生産活動を進めるための土づくりや化学肥料・農薬の使用低減、養殖場の魚密度や飼料抑制など、環境に配慮した取組への支援

研究の充実

○リスク低減技術の開発などリスク分析を支える研究の強化と情報提供